

## 「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給の申請	
根拠法令・条項	介護保険法第46条、第57条 介護保険法施行規則第75条、第94条 堺市介護保険施行規則第37条	
所 管 課	各区役所	地域福祉 課
審 査 基 準	<p>居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を受けようとする要介護（要支援）被保険者は、あらかじめ必要事項を記載した「堺市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書」を必要書類を添付して提出し、住宅改修が完了した後に、「堺市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修完了届」に必要事項を記載し、必要書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>堺市長は、上記の規定による申請の提出があったときは、申請の結果を「堺市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給決定通知書」又は「堺市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費不支給決定通知書」により、申請者に通知し、居宅介護（介護予防）住宅改修費を支給する。</p> <p>審査基準は、上記根拠法令・条項に具体的に記載している。概要は、別紙のとおりである。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	10日～40日（申請受付日による）
	標準処理期間を設定できない理由	

## 介護保険住宅改修費の支給について

.....

住み慣れた自宅で安心して暮らせるように、住宅の改修を行う際は、申請により介護保険からその費用の一部を支給します。

### ■利用できる方

介護保険の要介護（要支援）認定を受け、居宅で生活されている方

### ■支給要件

- ・ 要介護（要支援）認定を受けた方が居住する住宅であること。原則として、被保険者証に記載されている住所地となります。
- ・ 要介護（要支援）者の心身の状況や住宅の状況等からみて、自立した日常生活を営むために必要な改修と認められること。
- ・ 住宅改修費の支給対象となる改修内容であること。なお、住宅改修を施工する事業者は自由に選ぶことができます。

（注意）改修前に事前申請がない場合は、支給対象外となります。

### ■支給対象となる品内容

- ・ 手すりの取り付け
- ・ 段差の解消
- ・ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ・ 引き戸などへの扉の取替え
- ・ 洋式便器などへの便器の取替え
- ・ 上記の住宅改修に付帯した必要な住宅改修

（注意）住宅改修費の支給は工事を伴うものが対象となります。用具を置くだけの場合など、工事内容によっては対象外となります。

### ■支給限度基準額

1人あたり20万円。ただし、1割（又は2割、3割）は自己負担となりますので、介護保険からの支給額は18万円（2割負担の方は16万円、3割負担の方は14万円）が上限です。この支給限度基準額の枠は数回の工事に分けて使うことも可能です。

（注意）

- ・ 支給限度基準額20万円の枠を使い切った後に住宅改修を行う場合は、原則として全額自己負担となります。生活環境を整える手段として福祉用具の購入又は貸与で対応できる場合がありますので、住宅改修工事の必要性については十分検討してください。
- ・ 転居した場合や要介護度が最初の改修の時より3段階以上高くなった場合には、再度20万円を支給限度基準額として住宅改修を行うことができます。